



# 生活・環境・相談

## 定住促進結婚祝金

問 行政経営課 地域経営係 ☎ 32-2511

若い世代の定住を促進し、町の活性化を目指すため、要件をすべて満たす夫婦に結婚祝金を交付します。

|      |                                                                                                                                                                                                                                               |
|------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 交付要件 | <ol style="list-style-type: none"> <li>夫婦ともに、婚姻日においてみやこ町に住民登録がある、または、婚姻日から3ヵ月以内にみやこ町に住民登録をし、引き続き1年以上居住していること。</li> <li>祝金の申請日において、夫婦ともに45歳以下であること。</li> <li>申請者および同一世帯に属する全員が、町税などの納付金の未納がないこと。</li> <li>夫婦のいずれも祝金の交付を過去に受けていないこと。</li> </ol> |
| 交付額  | 1夫婦あたり10万円                                                                                                                                                                                                                                    |
| 申請期間 | 婚姻後1年居住した日から1年以内                                                                                                                                                                                                                              |

## みやこ町出産祝金

問 子育て・健康支援課 児童保育係 ☎ 32-2725

みやこ町に住む意欲を高め、町の活性化の促進を目的として、以下の要件をすべて満たす人に、出産祝金を交付します。

|       |                                                                                                                                                                                                                                                                            |     |      |     |      |     |      |       |      |
|-------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----|------|-----|------|-----|------|-------|------|
| 交付要件  | <p>以下の条件を全て満たす人</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>平成24年4月1日以降に出産し、出生届を提出した人。</li> <li>みやこ町の住民基本台帳に記録されている人。</li> <li>出産の日の1年以上前より町内に住所を有する人であり、かつ、引き続き町内に住所を有する意思があり、現にみやこ町に居住し、出生児を養育している世帯の父または母であること。</li> <li>町に対する支払義務のあるもの全てに滞納がない世帯に属するものであること。</li> </ol> |     |      |     |      |     |      |       |      |
| 申請期間  | 出産日より1年を超えた日から6か月未満                                                                                                                                                                                                                                                        |     |      |     |      |     |      |       |      |
| 交付額   | <table> <tr><td>第1子</td><td>10万円</td></tr> <tr><td>第2子</td><td>10万円</td></tr> <tr><td>第3子</td><td>10万円</td></tr> <tr><td>第4子以降</td><td>20万円</td></tr> </table>                                                                                                             | 第1子 | 10万円 | 第2子 | 10万円 | 第3子 | 10万円 | 第4子以降 | 20万円 |
| 第1子   | 10万円                                                                                                                                                                                                                                                                       |     |      |     |      |     |      |       |      |
| 第2子   | 10万円                                                                                                                                                                                                                                                                       |     |      |     |      |     |      |       |      |
| 第3子   | 10万円                                                                                                                                                                                                                                                                       |     |      |     |      |     |      |       |      |
| 第4子以降 | 20万円                                                                                                                                                                                                                                                                       |     |      |     |      |     |      |       |      |

## チャイルドシート購入補助金

問 総務課 危機管理対策係 ☎ 32-2511

次代を担う乳幼児の交通安全対策および子育て支援対策として、チャイルドシートの購入費の一部を補助します。

|        |                                                                                                                                                                                                                                                                  |
|--------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 交付の対象者 | <ol style="list-style-type: none"> <li>みやこ町内に住所を有し、6歳未満の乳幼児を対象にチャイルドシートを購入する人。<br/>※町税などを滞納していないことも対象者の要件となります。</li> <li>対象乳幼児は、みやこ町内に住所を有し、引き続き3年以上居住する意思のある人かつ申請者と同居し、同一生計であること。</li> <li>チャイルドシートは、国土交通大臣認定および指定したものまたは米国安全基準、ECE規則などに適合したものであること。</li> </ol> |
| 交付の適用  | <p>1乳幼児に対しベビーシート・チャイルドシート・ジュニアシート、各1回とする。<br/>※ただし、一度申請したシートと同機能を有するものは申請出来ません。</p>                                                                                                                                                                              |
| 補助金額   | <p>チャイルドシート1台につき、購入額の2分の1以内の額(100円未満切捨て)とする。<br/>ただし、補助金の上限は20,000円とする。</p>                                                                                                                                                                                      |

## 定住促進住宅購入助成金

問 行政経営課 地域経営係 ☎ 32-2511

定住を目的に、新築住宅または中古住宅を購入した人に助成金を交付します。

|      |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                         |
|------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 交付要件 | <ol style="list-style-type: none"> <li>令和2年1月2日以降、町内に新築または中古住宅を購入し、登記を完了した人。</li> <li>所有者が当該住宅の所在する地番に住所を置いていること。</li> <li>長期にわたり当該住宅に居住し、定住する意思があること。</li> <li>所有者および同一世帯に属する人が、過去に町から同様の助成金の交付を受けていないこと。</li> <li>所有者および同一世帯に属する全員が、町税などの納付金の未納がないこと。</li> <li>所有者および同一世帯に属する全員が、暴力団などの反社会的組織と関係を有していないこと。</li> </ol> |
| 交付額  | <p>最大10万円(次の①～③の合計金額)</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>住宅助成金<br/>新築住宅5万円、中古住宅3万円</li> <li>子育て加算金<br/>高校生世代以下の世帯員1人につき1万円</li> <li>町内業者加算金<br/>町内建築業者との請負契約により新築した場合3万円</li> </ol>                                                                                                                             |
| 申請期間 | 住宅を購入し登記完了後、その住宅に住所を有した日から1年以内                                                                                                                                                                                                                                                                                          |

# ごみ

## ごみの分け方・出し方

問 住民課 生活環境係 ☎32-2510

資源ごみ分別の種類と注意事項

「分ければ資源、分けなければただのごみ」

|                                 |                                 |                                                                                     |                                                   |                                                                                                                                                                                                 |                                               |                       |                                                                                      |                                          |                                                                                         |
|---------------------------------|---------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------|-----------------------|--------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------|
| ①<br>アルミ缶<br>コンテナ(大)            | 缶<br>アルミ                        |    | ・ジュース、ビール<br>など飲食用容器                              | ・水洗いをし、水を<br>切って出す<br>・識別マークを見てアル<br>ミ缶かスチール缶<br>かを確認する<br>・さびなどで汚れた物<br>は、その他金属へ<br>・缶はつぶさないで出<br>す                                                                                            | ⑪<br>陶磁器類<br>コンテナ(小)                          | 陶磁器類                  |    | ・陶器、磁器ででき<br>た食器、花瓶、植木<br>鉢など            | ・コンテナに入らない<br>ものは、ハンマーで<br>割る                                                           |
| ②<br>スチール缶<br>コンテナ(大)           | 缶<br>スチール                       |    | ・ジュース、ビール、<br>ミルク缶などの飲<br>食用容器                    |                                                                                                                                                                                                 | ⑫<br>蛍光灯類<br>コンテナ(長)<br>(小)                   | 蛍光灯類                  |    | ・蛍光灯、電球、水銀<br>体温計、鏡など                    | ・割れないようにそのま<br>ま出すか、購入時に入っ<br>ていたケースがあれば、<br>それに入れて出す                                   |
| ③<br>その他<br>金属<br>コンテナ(小)       | 金<br>属<br>其<br>他                |    | ・スプレー缶、ガス<br>ボンベ、油缶、針<br>金、鍋、やかん、包<br>丁、お菓子の缶など   | ・中をからにする(缶<br>類は水洗いをし、水<br>を切って出す)<br>・スプレー缶などは、<br>必ず中のガスを抜く                                                                                                                                   | ⑬<br>乾電池類<br>コンテナ(小)                          | 乾電池類                  |    | ・乾電池、ボタン電<br>池、リチウム電池<br>など              |                                                                                         |
| ④<br>金属製の<br>ふた<br>コンテナ(小)      | ふ<br>金<br>属<br>製<br>の<br>た<br>の |    | ・缶、びん、その他金<br>属に付いている金<br>属製のふた                   | ・プラスチック製のふ<br>たはプラスチック製<br>容器包装へ                                                                                                                                                                | ⑭<br>ペ<br>ット<br>ボ<br>トル<br>ネ<br>ット<br>コンテナ    | ペット                   |    | ・ジュース類、酒、<br>しょうゆなどの<br>入ったもの            | ・水洗いをし、水を<br>切って出す<br>・キャップとラベル<br>は、プラスチック製<br>容器包装へ                                   |
| ⑤<br>林酒造の<br>びん<br>類<br>コンテナ(小) | び<br>林<br>酒<br>造<br>の<br>類      |    | ・色に関係なく、ラ<br>ベルに林酒造と書<br>かれたものすべて                 | ・ふたをはずして、水<br>洗いをし、水を切っ<br>て出す<br>・割れたびんは、ガラ<br>スへ入れる                                                                                                                                           | ⑮<br>白<br>色<br>ト<br>レ<br>イ<br>ネ<br>ット<br>コンテナ | ト<br>白<br>レ<br>イ<br>色 |    | ・両面ともに白色の<br>トレイに限る<br>・生鮮食品などの<br>入ったもの | ・水洗いをし、乾かし<br>て出す<br>・色物、柄物、カップ類<br>の容器はプラスチック<br>製容器包装へ                                |
| ⑥<br>生きびん<br>コンテナ(小)            | 生<br>き<br>び<br>ん                |    | ・1升びん(油びんは<br>除く)、ビールびん<br>など                     | ・ふたをはずして、水<br>洗いをし、水を切っ<br>て出す<br>・金属・プラスチック<br>類のふた、口金を取<br>る<br>・ラベルは、無理には<br>がさなくてよい<br>・割れたびんは、ガラ<br>スへ入れる<br>・小さな破片は、ガラ<br>スに入れる<br>・油の入っていたびん<br>は、不用になった布<br>や紙などに油を吸わ<br>せ同色のびんへ入れ<br>る | ⑯<br>新<br>聞<br>紙<br>コンテナ(大)                   | 新<br>聞<br>紙           |    | ・新聞紙、新聞の折<br>り込みチラシ                      |                                                                                         |
| ⑦<br>無色びん<br>コンテナ(小)            | 無<br>色<br>び<br>ん                |   | ・無色の飲食用びん<br>酒、ジュース、ジャ<br>ムのびんなど                  |                                                                                                                                                                                                 | ⑰<br>雑<br>誌<br>コンテナ(大)                        | 雑<br>誌                |   | ・雑誌、本、パンフ<br>レット、カタログ                    | ・ひもで十文字に結ん<br>で出す<br>・雨天時は出さないで<br>ください<br>・コンテナ(大)の容器<br>の半分程度を目安に<br>入れるようにしてく<br>ださい |
| ⑧<br>茶色びん<br>コンテナ(小)            | 茶<br>色<br>び<br>ん                |  | ・茶色の飲食用びん<br>清涼飲料、栄養ド<br>リンクなど                    |                                                                                                                                                                                                 | ⑱<br>段<br>ボ<br>ール<br>コンテナ(大)                  | 段<br>ボ<br>ール          |  | ・段ボール                                    |                                                                                         |
| ⑨<br>その他<br>色びん<br>コンテナ(小)      | 色<br>そ<br>の<br>他<br>び<br>ん<br>他 |  | ・⑤から⑧以外の飲<br>食用びん<br>ウイスキー、ワイン<br>など              |                                                                                                                                                                                                 | ⑲<br>古<br>布<br>コンテナ(大)                        | 古<br>布                |  | ・古着、下着、タ<br>オル、タオルケット                    |                                                                                         |
| ⑩<br>ガラ<br>ス<br>コンテナ(小)         | ガ<br>ラ<br>ス                     |  | ・飲食用以外のび<br>ん、ガラス<br>化粧びん、ガラス<br>食器、灰皿、板ガラ<br>スなど | ・びんは、水洗いをし、<br>水を切って出す<br>・コンテナに入らない<br>ものは、ハンマーで<br>割る                                                                                                                                         | ⑳<br>ラ<br>イ<br>タ<br>ー<br>コンテナ(小)              | ラ<br>イ<br>タ<br>ー      |  | ・ライターなど                                  | ・ライターなどは必ず資<br>源ごみとして出す(燃え<br>るごみとして出さない)<br>・ライターなどの中身が<br>残っている場合でも、<br>そのままの状態です     |

〈 広 告 〉

どんな状態のおクルマでも大歓迎！

# 廃 車

事故車  
車  
不  
動  
車  
過  
走  
行  
車  
故  
障  
車

## 買い取ります！

出張引き取り OK！ 廃車手続き代行 OK！

お申込み・お問い合わせは

0120-39-5554

AUTOMOTIVE PARTS SHOP

nippou

NIPPOU5554.COM

日豊金属工業(有) 行橋営業所 行橋市長木 176-3

## ご相談・お見積無料！

お宅の不用品、片付けます。

- 引越しゴミ ●粗大ゴミ
- 家庭ごみ ●不用品処分
- 遺品整理 ●解体工事

など

当社は人に優しい環境、  
住みよい環境をめざします。

総合建設 株式会社

SEK スタッフエンジニア九州

京都府京田町富久町 1 丁目 20-4

TEL 093-647-4771

FAX 093-647-4772

どんなゴミでも大小かわからず  
まずは電話一本！(格安にて頑張ります)

それはごみ？資源？

身近な分別マークに着目！

PET

●ペットボトル

環境省ホームページ「3Rまなびあいブック  
(こども向け)」の内容を編集しています。

資源ごみ分別会場へ ☆排出日 毎月一回、決められた週の日曜日

| 地区名【犀川】                                                   | 燃えるごみ      | 資源ごみ | 粗大ごみ | 廃プラスチック       |
|-----------------------------------------------------------|------------|------|------|---------------|
| 蔵持・上高屋・下高屋・下高屋団地・末江                                       | 月曜日<br>木曜日 | 第3㊸  | 第3㊸  | 資源ごみ<br>会場で収集 |
| ハッ溝・古川・久富・続命院                                             |            |      | 第3㊸  |               |
| 上本庄・桜台・中本庄・下本庄・今里・陽の里                                     |            | 第1㊸  | 第2㊸  |               |
| 山鹿・大熊・喜多良・燈畑                                              |            |      | 第2㊸  |               |
| 崎山・中の瀬・柳瀬・大坂・松坂・大村                                        | 火曜日<br>金曜日 | 第4㊸  | 第3㊸  |               |
| 谷口・木山・生立・花熊                                               |            |      | 第3㊸  |               |
| 内垣・犬丸・下木井・上木井・横瀬                                          |            | 第2㊸  | 第2㊸  |               |
| 下伊良原・上伊良原・扇谷・帆柱                                           |            |      | 第2㊸  |               |
| 地区名【勝山】                                                   | 燃えるごみ      | 資源ごみ | 粗大ごみ | 廃プラスチック       |
| 上矢山・米山・矢山・池田・岩熊・岩熊団地・上河内・下河内・宮原・宮原団地・長川長川団地・勝山・勝山団地・中黒田1  | 月曜日<br>金曜日 | 第1㊸  | 第2㊸  | 毎週㊸           |
| 上野・下田・新町・菩提・飛松・御手水・図師・上久保1・上久保2・中久保・上久保団地・下久保・平尾・新町団地・南陽台 |            | 第2㊸  | 第2㊸  |               |
| 三島団地・勝山苑・上野ヶ丘・箕田1・箕田2・箕田3・鳥越・上田1・上田2・上黒田1                 |            | 第3㊸  | 第3㊸  |               |
| 上黒田2・中黒田2・中黒田3・下黒田1・下黒田2・小長田団地                            |            | 第4㊸  | 第3㊸  |               |
| 地区名【豊津】                                                   | 燃えるごみ      | 資源ごみ | 粗大ごみ | 廃プラスチック       |
| 節丸上・節丸下・光富・新光富団地・西区・布引・上原・吉岡・上坂・台ヶ下(下組)                   | 月曜日<br>木曜日 | 第1㊸  | 第2㊸  | 毎週㊸           |
| 下原・皆見・徳永・田中・有久・徳政・国作・惣社                                   |            | 第4㊸  | 第3㊸  |               |
| 綾野                                                        |            | 第3㊸  | 第3㊸  |               |
| 二月谷・緑ヶ丘・錦ヶ丘上・錦ヶ丘下・錦町上                                     | 火曜日<br>金曜日 | 第2㊸  | 第2㊸  |               |
| 錦町下・東甲塚・西甲塚・長養・彦徳・高崎・国分                                   |            | 第3㊸  | 第3㊸  |               |
| 台ヶ下(上組)・台ヶ原                                               |            | 第1㊸  | 第2㊸  |               |

〈 広 告 〉



**持込み大歓迎!!**

**鉄・非鉄金属 その他**

**その場で現金高価買取**

**銅・真鍮・雑線・アルミ・ステンレス**

**携帯 080-4283-1915**

**株式会社 永盛商会** 京都郡みやこ町勝山池田字丸山 700 番 1



MAP

株式会社 永盛商会

みやこ町役場

談山郵便局

金辺橋北

古物商 福岡県公安委員会許可 第 901031610067 号

## 収集できない物

### 家電 リサイクル品



販売店などに引き取ってもらいましょう。詳しくは、住民課生活環境係まで。

### 町では 処理できない ごみ

タイヤ・ホイール・バイク・自動車部品・廃油・塗料・バッテリー・農機具・建設廃材・コンクリートブロック・レンガ・土砂・石・汚泥・灰・シンナー・ガソリン・灯油・農薬・劇薬・耐熱金庫・引越しごみ など

販売店か、専門の処理業者に相談してください。詳しくは、住民課生活環境係まで。

一部のイラストは「経済産業省HP」より引用しております。

- ・ごみの収集日は地区によって異なります。ごみカレンダーを確認し決められた収集日に出すようにしてください。(ごみカレンダーが必要な人は住民課生活環境係または各支所の窓口係まで)
- ・必ず分別をしてごみを出すようにしてください。  
分別されていないごみ、みやこ町では処理できないごみは収集いたしません。周りの人にも迷惑がかかるうえ、衛生的にもよくないので必ずルールを守りましょう。
- ・ごみは収集日の朝8時までに指定されたごみ収集場所へ出してください。  
極端な早出しや遅出しはしないようにしてください。

## 直接搬入する場合

問 住民課 生活環境係 ☎32-2510

みやこ町では、燃えるごみおよび資源ごみ・粗大ごみを直接搬入することもできます。その場合はみやこ町が発行する搬入許可証が必要になりますので、処分するごみを車に積み、住民課生活環境係・各支所の窓口係の何れかに来ていただき搬入許可証を発行してもらってください。(その際印鑑が必要です。)

### 燃えるごみ

#### 搬入場所

行橋市みやこ町清掃施設組合(リレーセンター)  
場所がわからない場合は窓口でお尋ねください。

#### 搬入時間

月～金 8時30分～12時・13時～16時30分  
(土日・年末年始除く)

### 資源ごみ・粗大ごみ

#### 搬入場所

勝山地区(有限会社 大雄産業)  
犀川地区(みやこ町リサイクルセンター)  
豊津地区(株式会社 日豊清掃センター)※16時まで  
場所がわからない場合は窓口でお尋ねください。

#### 搬入時間

月～金 8時30分～12時・13時～16時30分  
(土日・年末年始除く)

※粗大ごみについては、みやこ町の粗大ごみシールを貼って住民課生活環境係か各支所の窓口を持参してください。

それはごみ？資源？

身近な分別マークに着目！

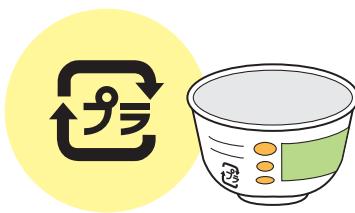


●アルミ缶

環境省ホームページ「3Rまなびあいブック(こども向け)」の内容を編集しています。

それはごみ？資源？

身近な分別マークに着目！



●プラスチック製容器包装

環境省ホームページ「3Rまなびあいブック(こども向け)」の内容を編集しています。

それはごみ？資源？

身近な分別マークに着目！



●紙製容器包装

環境省ホームページ「3Rまなびあいブック(こども向け)」の内容を編集しています。

## ごみ袋などの料金

|                    | 種別         | 手数料               | 摘要           |
|--------------------|------------|-------------------|--------------|
| 燃えるもの              | 燃えるごみ      | 町の指定する袋 1包 300円   | 黄色 大 1包(10枚) |
|                    | 燃えるごみ      | 町の指定する袋 1包 200円   | 黄色 中 1包(10枚) |
|                    | 燃えるごみ      | 町の指定する袋 1包 100円   | 黄色 小 1包(10枚) |
| 資源ごみ               | 容器包装プラスチック | 町の指定する袋 1包 150円   | 薄白色 1包(10枚)  |
| その他の燃えないもの<br>粗大ごみ |            | 町の指定するシール 1綴 150円 | 黄色 1綴(5枚)    |

## 水道・下水道

### 水道

問 上下水道課 業務係 ☎32-6003

#### 届出

平日8時30分～17時までに窓口で手続きをしてください。

電話などでは受付けていませんので、ご了承ください。

#### 使用を開始する場合

必要書類: 賃貸契約書(持ち家の場合は不要)

#### 使用を中止する場合

引っ越し、改築や長期不在などで一時的に使わないなど

#### 名義を変更する場合

名義人の死亡や転出などによる変更など

#### 検針

毎月下旬に、検針員が水道メーターの指針を確認し、使用水量より水道使用料を計算し、「ご使用水量などのお知らせ」にてお知らせしています。検針ができるように、メーターボックス周辺の環境整備にご協力をお願いします。

#### 納付方法

##### ・納付書

毎月10日前後に納付書を送付します。金融機関、コンビニなどでお支払いください。

##### ・口座振替

原則月末に指定の口座から引き落としをします。窓口にて申込用紙がありますので、記入押印のうえ、窓口または金融機関に提出してください。

#### 給水管の工事

問 上下水道課 工務係 ☎32-6003

家庭の給水管※(水道)を工事(新設・変更)する場合は、町指定の「水道指定工事店」に依頼してください。工事の規模に関わらず、無資格の業者またはご自身での施工はできません。指定工事店はホームページをご確認いただくか窓口でお尋ねください。

※給水管…公道に埋設された水道管から分岐して設けられた水道管(蛇口など)

〈 広 告 〉

それはごみ? 資源? //

身近な分別マークに着目!



● スチール缶

環境省ホームページ「3Rまなびあいブック(こども向け)」の内容を編集しています。

みやこ町・行橋市・築上町 上下水道指定工事店

給排水衛生設備工事・浄化槽工事 快適な空間を提供する  
土木工事・ボーリング工事

**株式会社 岡田設備**

みやこ町犀川本庄633

**Tel 0930-42-0054**  
**Fax 0930-42-2044**





水まわりの事なら

## 使用料

水道使用料(基本料金+超過料金)+口径別メーター使用料で算定します。

### 水道使用料

| 一般用 | 使用水量               | 基本料金   | 超過料金<br>(1m <sup>3</sup> につき) |
|-----|--------------------|--------|-------------------------------|
|     | 0~10m <sup>3</sup> | 2,200円 | 220円                          |

### 口径別メーター使用料

| 口径  | 13mm | 20mm | 25・30mm | 40mm | 50mm |
|-----|------|------|---------|------|------|
| 使用料 | 50円  | 90円  | 130円    | 330円 | 880円 |

#### ▶ 計算例

13mmメーター使用家庭が水道水を13m<sup>3</sup>使用した場合  
2,200円 + 220円×3m<sup>3</sup> + 50円 = 2,910円  
(基本料金) (超過料金) (口径別メーター使用料)

※上記の金額は消費税(10%)込みの金額です。消費税率の変更がある場合は、使用料の改定を行います。

## 敷地内の漏水

使用料が急に増額した場合は、検針員または当課から漏水確認のお知らせをしていますので、確認をお願いします。ご自身で漏水などに気付いた場合は、ご連絡ください。漏水の修繕は町指定の「水道指定工事店」に依頼してください。メーターボックス内の止水栓より宅地側の給水装置などから漏水した場合の修繕費用はご自身の負担となります。

### 漏水に伴う使用料の減免

漏水により使用料が通常と比べて高額になった場合は、漏水箇所の修繕を行い、申請により使用料を減免できる場合があります。詳しくはお尋ねください。

ただし、蛇口の閉め忘れや器具の不良が理由の場合は、減免の対象外です。

## 下水道(農業集落排水処理施設・公共下水道)

問 上下水道課 業務係 ☎ 32-6003

### 農業集落排水処理施設

▶ **本庄地区※** 上本庄・中本庄・下本庄・今里・八ツ溝・古川

▶ **本町地区※** 台ヶ下・台ヶ原・緑ヶ丘・錦ヶ丘上・錦ヶ丘下・錦町上・錦町下・東甲塚・彦徳

### 公共下水道

▶ **豊津地区※** 二月谷・台ヶ原・緑ヶ丘・錦ヶ丘上

※各地区一部を除きます。詳しくはお問合せください。

### 届出

平日8:30~17:00までに窓口で手続きをしてください。  
電話などでは受付けていませんので、ご了承ください。

### 使用を開始する場合

必要書類:賃貸契約書(持ち家の場合は不要)

### 使用を中止する場合

・引っ越し、改築や長期不在などで一時的に使わないなど

### 名義を変更する場合

・名義人の死亡や転出などによる変更など

### 納付方法

・納付書

毎月10日前後に納付書を送付します。金融機関、コンビニなどでお支払いをお願いします。

・口座振替

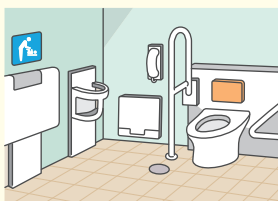
原則月末に指定の口座から引き落としをします。窓口にて申込用紙がありますので、記入押印のうえ、窓口または金融機関に提出してください。

発見!

## わたしのまちのユニバーサルデザイン

身近にあるユニバーサルデザインとはどんなものか探してみましょう。

### 多目的トイレ



高齢者や障害のある人、お子さま連れなど誰でも利用できます。

### 感知式の水道蛇口



握力の弱い人だけでなく、衛生面が気になる人も安心して利用できます。

### ピクトグラム



図形で情報を伝えるので、言語に左右されず内容を認識できます。



## 工事

問 上下水道課 工務係 ☎ 32-6003

工事(新設・変更)する場合は、町指定の「農業集落排水処理施設指定工事店」または「公共下水道指定工事店」に依頼してください。工事の規模に関わらず、無資格の業者またはご自身での施工はできません。指定工事店はホームページをご確認いただくか窓口でお尋ねください。

## 使用料

世帯割 + 世帯員割 で算定します。(一般家庭の場合) 世帯員割は、毎月1日時点の住民基本台帳の世帯員数です。

| 区分     | 世帯割    | 世帯員割(1人につき) |
|--------|--------|-------------|
| し尿と雑排水 | 1,100円 | 880円        |
| 雑排水のみ  | 660円   | 660円        |

## ▶ 計算例

し尿と雑排水を流している4人家族の場合

$$\begin{array}{rcl} 1,100\text{円} & + & 880\text{円} \times 4\text{人} \\ \text{世帯割} & & \text{世帯員割} \end{array} = 4,620\text{円}$$

※上記の金額は消費税(10%)込みの金額です。消費税率の変更がある場合は、使用料の改定を行います。

## 使用料の減免

住民票を残したまま、長期入院・単身赴任・通学のための下宿などの理由で長期不在になる人は減免制度(遠隔地申請)を利用できます。該当する場合は、必要書類を添えて申請してください。

# 生活排水・住宅

## 合併処理浄化槽・し尿

問 上下水道課 工務係 ☎ 32-6003

### 合併処理浄化槽

合併処理浄化槽とは、トイレからの汚水や台所、風呂場などからの排水を合せて処理し、きれいな水にして放流する浄化槽のことです。

### 合併処理浄化槽設置補助金をご利用ください。

補助対象区域内で交付規程に適合した人に対し、予算の範囲内で補助金を交付します。

#### ▶ 補助対象区域

- ・公共下水道事業計画区域外の区域
- ・農業集落排水事業計画区域外の区域
- ・各区域内であっても具体的実施計画のない区域

### し尿汲み取り

し尿汲み取りの申し込みは町内許可事業者で受け付けています。

汲み取り式トイレまたは、「し尿」のみしか処理できない浄化槽をご使用のご家庭は、環境にやさしい合併浄化槽へ転換をお願いします。

### 町内許可業者(浄化槽清掃、し尿汲み取り)

- ・勝山地区 株式会社 日豊清掃センター ☎ 22-3303
- ・犀川地区 有限会社 松本環境サービス ☎ 42-2939
- ・豊津地区 有限会社 豊津衛生 ☎ 33-2288



浄化槽清掃維持管理  
一般廃棄物収集運搬  
便槽・流し台・パイプ・つまり直し

有限会社  
**豊津衛生**

みやこ町豊津 1994-11

☎ 0930-33-2288 (代)  
FAX 0930-33-4817

〈 広 告 〉



私達は社業を通じて自然環境の  
保全に努め社会に貢献します。

(株) 日豊清掃センター

本社 / 行橋市辻垣 133-1

TEL 0930-22-3303

- 浄化槽清掃・維持管理・設備工事
- 宅内排水設備・グリストラップ清掃
- 貯水槽清掃・維持管理
- 給・排水管設備工事
- 管路内 TV カメラ調査
- 管路清掃・浚渫工事
- 一般・産業廃棄物収集運搬

家庭から出る不燃ゴミの収集、処分承ります。

ーリサイクル工場ー

TEL 0930-22-3768

## 町営住宅

問 建築課 住宅管理係 ☎ 32-6014

### 町営住宅

#### 1. 募集方法

入居者の募集は、空家の状況に応じて3月・6月・9月・12月に定例募集を行います。なお、募集のお知らせは町の広報紙およびホームページなどで行います。

#### 2. 応募資格

- (1) 現在、同居しようとする親族がいること。
  - (2) 世帯全員の所得の合計額が月額158,000円(裁量世帯の場合は214,000円)を超えないこと。
  - (3) 税金・使用料の滞納が無いこと。
  - (4) 現在、住宅に困窮していることが明らかな人。
  - (5) 入居者およびその同居者が暴力団員ではないこと。
- ※60歳以上の人など、単身で応募できる場合があります。応募資格については担当者までお問合せください。

#### 3. 申込方法

建築課で配布する申込書または、ダウンロードした申込書に必要事項を記入し、申込期間内までに建築課へ提出していただきます。

#### 4. 入居決定

先着順(ただし、応募者が募集戸数を超えた場合は抽選)により決定します。

### 伊良原住宅

#### 1. 募集方法

入居者の募集は、空家の状況に応じて随時募集を行います。なお、募集のお知らせは町の広報紙およびホームページなどで行います。

#### 2. 応募資格

- (1) 下伊良原地区に定住を希望しかつ居住するための住宅を必要としている人。
- (2) 現在、同居しようとする親族がいること。
- (3) 家賃および敷金を支払う能力を有し税金・使用料の滞納が無いこと。
- (4) 入居者およびその同居者が暴力団員ではないこと。

#### 3. 申込方法

建築課で配布する申込書または、ダウンロードした申込書に必要事項を記入し、申込期間内までに建築課へ提出していただきます。

#### 4. 入居決定

先着順(ただし、応募者が募集戸数を超えた場合は抽選)により決定します。

## 若者向け住宅

#### 1. 募集方法

入居者の募集は、空家の状況に応じて随時募集を行います。なお、募集のお知らせは町の広報紙およびホームページなどで行います。

#### 2. 応募資格

- (1) 配偶者がいる人であること。
  - (2) 夫婦の合計年齢が申込日において80歳以下であること。
  - (3) みやこ町に定住を希望する人であること。
  - (4) 税金・使用料の滞納が無いこと。
  - (5) 世帯の合計所得が月額158,000円を超える人であること。
- ※世帯の合計所得とは公営住宅法による所得基準により判定しますので、建築課までお問合せください。
- (6) 入居者およびその同居者が暴力団員ではないこと。

#### 3. 申込方法

建築課で配布する申込書または、ダウンロードした申込書に必要事項を記入し、申込期間内までに建築課へ提出していただきます。

#### 4. 入居決定

先着順(ただし、応募者が募集戸数を超えた場合は抽選)により決定します。

## 環境

### ペット

問 住民課 生活環境係 ☎ 32-2510

#### 犬を飼っている人へ

動物を飼う人は、他人への迷惑や危害を及ぼすことのないように十分な心配りが必要です。

犬の放し飼いは禁止されています。散歩のときは必ず引き綱をつけフンをしてしまった場合は必ず片付けましょう。

犬の登録と狂犬病予防注射は法律により義務づけられています。(登録手数料は3,000円、注射済票交付手数料は550円です) また、飼い主や所在地の変更があった場合には、届出が必要ですので、住民課へお問合せください。

#### 動物由来感染症にご注意

狂犬病をはじめとする「動物由来感染症」とは、動物から人に感染する病気の総称です。人も動物も重症になるもの、動物には症状が出ずに人が重症になるもの、人は軽症でも動物は重症になるものなどさまざまです。次のことに注意してください。

- ・過剰なふれあいは控えましょう
- ・動物にさわったら、必ず手を洗いましょう
- ・動物の身の回りは清潔にしましょう
- ・砂場や公園で遊んだら、必ず手を洗いましょう

## 害虫・害獣などの被害

問産業振興課 農林業振興係 ☎32-2512  
住民課 生活環境係

アライグマ、ハクビシン、ハチなどの駆除については個人の所有地内に巣がある場合は個人撤去をお願いします。(撤去費用は全て自己負担。駆除業者は紹介しません。)

※農作物に被害がある場合は産業振興課(☎32-2512)へご連絡ください。

### 鳥獣害対策の相談

有害鳥獣であるイノシシ・シカによる農作物の被害を防ぐ方法として、防護柵は有効な手段ですが、柵を適切に設置し、管理することが重要です。

町では、1行政区に対し50万円を限度に柵などの設置資材に対する助成を行っています。区長さんからの申請になります。

### イノシシの被害防止対策

イノシシは縄張り意識が弱いので、一度でもイノシシに侵入された田畑は次々とイノシシが現れて被害が拡大します。トタン、ネット、金網を使った柵や電気柵などの防護柵を設置するのが効果的です。身体能力が高いので十分な強度をもった柵にしましょう。

### シカの被害防止対策

シカは警戒心が強いですが、図太さも持ち合わせています。昼間は森林域にいて、田畑には夜間に出てくることが多くなります。視覚と聴覚は人間と大差ありませんが、嗅覚が発達していて、臭いで危険を察知します。「ピッ」という警戒音を発して仲間に危険を知らせます。

防護柵によって物理的にシカの侵入を防ぐのが最も効果的です。

危険ですので安易に手を出さないようにしてください。

## 葬斎場

### 葬斎場

問住民課 生活環境係 ☎32-2510

#### みやこ町葬斎場(やすらぎ苑)

みやこ町犀川木井馬場1515番地3

### 葬斎場

▶ 利用時間 8時30分～17時

▶ 休業日 1月1日

## 相談

### みやこ町の農業などに対する相談

問産業振興課 農林業振興係 ☎32-2512

#### 1. 新規就農者に対する相談

|      |                                                                                 |
|------|---------------------------------------------------------------------------------|
| 研修内容 | 野菜、花き、果物など専門の農家に入り基本的な技術習得を行います。<br>研修期間:2年間                                    |
| 募集定員 | 若干名                                                                             |
| 受験資格 | 1. 年齢が概ね40歳以下の人<br>2. 志操堅固で身体強健な人<br>3. 研修終了後、みやこ町内で農業を開始し、以後8年以上農業経営を行うと認められる人 |
| 試験方法 | 面接試験(お申し込みに必要な書類などは別途お問合せください。)                                                 |

#### 2. 必要に応じて、産業振興課に相談する事項

農業振興地域の編入・除外に関すること。

農地の貸し借りに関すること。(利用権の設定など)

認定農業者や集落営農組織に関すること。

その他、各種補助事業(園芸・畜産・林業分野など)の申請などをする場合。

#### 3. 産業振興課に必ず届出が必要な事項

森林の所有権を移転した場合。

森林を伐採する場合。

〈 広 告 〉

## うえむら\_動物病院

**診療時間**

|     |               |
|-----|---------------|
| 月～土 | AM 9:00～12:00 |
|     | PM 4:00～6:00  |
| 日 曜 | AM 9:00～12:00 |

**休診日**  
木曜・祝日

**駐車場有**  
みやこ町国分819

**☎0930-33-2232**

## 農地を売買・贈与などするとき

売買、贈与などにより農地の権利(所有権など)を移転などするには、農業委員会の許可が必要です。(農地法第3条など)

### ▶ 許可の条件

譲受人などが、一定の条件に適合する場合のみ、権利の移転や設定ができます。

※一定の条件については農業委員会事務局へお問合せください。

### ▶ 許可申請手続き

許可申請には、次のものが必要となります。

- ① 売買・贈与などする農地の登記簿謄本1通
- ② 申請者(譲受人)の住民票1通(譲渡人の住民票などが必要な場合もあります)
- ③ その他必要な書類(事務局などにおたずねください)

## 農地を転用するとき

農地を農地以外(宅地など)に転用するときは、農業委員会を経由して県知事の許可が必要です。農地の転用は、農地法をはじめ、その他の法律で規制されている土地もあります。計画にあたっては、事前に農業委員会と十分な協議を行うようお願いいたします。

### ▶ 許可申請

許可申請は、その内容によって次の2つに分かれます。

- 農地法第4条申請  
自分の所有する農地を所有者自身が転用するとき。
- 農地法第5条申請  
自分の所有する農地を所有者以外の人を買ったり、借りたりして転用するとき。

## 農地を相続したとき

農地を相続したときは、相続登記完了後に農業委員会へ届出が必要です。

### ▶ 届出に必要な書類

- ① 届出書(農地法第3条の3)
- ② 相続が確認できる登記完了書の写し

## 消費生活相談

問 産業振興課 商工観光係 ☎32-2512

消費生活に関する契約などの苦情・要望・相談の受付と処理を行橋市広域消費生活センター(行橋市・みやこ町・築上町の広域相談センターとなります)で行っています。

- ▶ 所在地 〒824-0031 行橋市西宮市2丁目1番地39
- ▶ 電話番号 ☎0930-23-0999
- ▶ 相談日 月曜日～金曜日
- ▶ 時間 9時00分～17時00分
- ▶ 相談受付用FAX番号 FAX0930-23-4422

## 行政相談

問 総務課 総務係 ☎32-2511

国の仕事やサービス、手続などに関する困りごとを解決するため、相談会を開催しています。

相談料は無料で、行政相談委員が対応してくれます。人権相談と同じ日程で開設します。

## 人権問題に関する相談

問 総務課 人権男女共同参画室 ☎32-6009

### 人権に関する相談

人権擁護委員、福岡法務局が相談に応じます。相談は無料、秘密は固く守られます。

### ● 面談で相談

特設人権相談所の開設  
町内3箇所 で年9回(4・8・1月以外)に開設します。

### ● 電話で相談

- ▶ みんなの人権110番 ☎0570-003-110
- ▶ こどもの人権110番 ☎0120-007-110
- ▶ 女性の人権ホットライン ☎0570-070-810
- ▶ 福岡法務局行橋支局 ☎0930-22-0476  
月～金(年末年始、祝日は除く) 8時30分～17時15分
- ▶ 行橋人権擁護委員協議会 ☎0930-22-0500  
月・水・金(年末年始、祝日は除く) 9時00分～16時00分

## DV(配偶者などからの暴力)相談

DV相談員(女性)による相談対応

- ▶ 開設場所 豊津隣保館 相談室  
みやこ町豊津1108番地1
- ▶ 開設日 毎週木曜日(年末年始、祝日は除く)
- ▶ 開設時間 9時30分～16時00分
- ▶ 専用電話 ☎0930-33-6644